

答 申 第 3 2 0 号  
平成 2 2 年 4 月 5 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年10月9日付け健指第1758号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第400号

平成20年3月25日付けで異議申立人から提起された、平成20年3月21日付け健指第6374号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成20年3月21日付け健指第6374号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

千葉県職員は、鋸南町が粉飾決算をして勝山小学校改築工事をしている事実を承知して隠している。そのため、不都合な開示請求に対しては、却下や不存在としており、取り消しが必要である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件異議申立てに係る行政文書開示請求及び開示決定について

異議申立人は、実施機関に対して、平成20年3月14日付けで行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求に係る行政文書開示請求書（以下「本件請求書」という。）の提出先には「千葉県知事（健指分）、（保指分：介護保険室分）及び（保指分：国保指導室分）」、開示請求する行政文書の件名又は内容欄には「社会福祉法人『鋸南町社会福祉協議会』が国庫補助を受けた鋸南町の国保の保健福祉総合施設の通所介護部門で料金制有の指定管理者に来月からなるが（介護保険法の指定通所介護事業者になるが）法的に問題がないことがわかる一切の書類（補助金適化法の情を通じた者にならないことがわかる書類含む。）」（以下「請求内容欄の記載」という。）と記載されていた。

これに対し健康福祉部健康福祉指導課（以下「健康福祉指導課」という。）は、実施機関の担当課所として、開示請求に係る行政文書を保有していないためとして本件決定を行った。

2 本件決定を行った理由について

- (1) 本件請求書に「(健指分)」との記載があることから、異議申立人は、開示請求に係る行政文書のうち健康福祉指導課で保有するものの開示を求めているものと認められる。
- (2) 健康福祉指導課では、県内の社会福祉法人の指導監督の指導調整に関する事務を所掌しており、君津健康福祉センターが社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条の規定により実施した、異議申立人が本件請求書に記載した社会福祉法人（以下「本件法人」という。）に対する指導・監督の結果通知の写しを保有している。
- (3) ところで法第56条の規定による指導・監督は、社会福祉法人に対する一般的監督であり、町の公の施設に関する指定管理者の指定に係る法的な問題の有無について監査するもので

はない。

- (4) また、健康福祉指導課は、介護保険法（平成9年法律第123号）に関する業務を所掌していない。
- (5) よって、開示請求に係る行政文書は、所掌している事務上、作成することも取得することもないため、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由に本件決定を行った。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに実施機関の保有する行政文書等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

##### 1 本件異議申立てについて

本件請求の内容及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨のとおりである。これに対し異議申立人は、平成20年3月22日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

##### 2 本件請求に係る行政文書の不存在について

###### (1) 対象文書の特定について

実施機関は本件請求書の記載から、開示請求に係る行政文書を、健康福祉指導課が保有する、本件法人が鋸南町の公の施設の指定管理者になることについて法的問題がないことがわかる行政文書であると特定するものであり、この点、実施機関の判断に特段不合理な点は認められない。

###### (2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

ア 実施機関は、健康福祉指導課において、本件法人に関する法第56条の規定による社会福祉法人に対する業務又は会計の状況に関する一般的監督に係る行政文書は保有するものの、鋸南町の公の施設の指定管理者になることについて法的問題がないことがわかる行政文書については、千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則第68号）に基づく分掌事務上、作成することも取得することもあり得ないと主張する。

イ 当審査会において、事務局職員をして確認させたところ、健康福祉指導課が保有する関係簿冊から、本件法人に対し、鋸南町の公の施設の指定管理者になることに関し法的問題の有無について監査等を行ったことがわかる行政文書の存在を確認することはできなかった。

ウ また、当審査会において、健康福祉指導課が保有する本件法人に係る行政文書について確認したところ、君津健康福祉センターが平成19年7月に実施した本件法人に対する一般的監査（監査）の結果であると認められ、監査時点における指摘及び指導事項は該当ない旨記載されているのみであり、本件法人が指定管理者になることについての法的な問題の有無に関しての記載を認めることはできなかった。

エ 上記のことから、開示請求に係る行政文書を保有していないとする実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

##### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではないため考慮しない。

#### 4 結論

以上のとおり、実施機関の結論は妥当である。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20. 10. 9	諮問書の受理
20. 11. 18	実施機関の理由説明書の受理
22. 2. 23	審議 実施機関から不開示理由の聴取
22. 3. 25	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務 代理者

(五十音順：平成22年3月25日現在)